

一般社団法人ゼロエミやまなし定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ゼロエミやまなしと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を山梨県甲斐市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、二酸化炭素の排出を抑える取り組み（CO₂ゼロやまなし）の実現、地域がもつ資源を最大限活かし、「脱炭素・循環・共生社会」の構築に向けた取り組みを具体的に展開するため、必要な情報や知見の収集と発信、先進的かつ効果的な技術やシステムの導入支援、さらには目的に賛同する気候変動対策・エネルギー対策・持続可能な社会づくり等に取り組む研究機関、企業、団体、NPO、行政、自治体、個人等とのネットワークの構築を通して、地域社会や経済の発展に貢献し、地域循環共生圏やまなしを実現することを目的とする。

当法人は、上記の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 二酸化炭素排出削減提案
2. 脱炭素・循環・共生社会の構築に必要な相談及び助言の事業
3. 脱炭素・循環・共生社会の構築に関する情報コンテンツ制作並びに提供及び情報の収集と発信に関する事業
4. 脱炭素・循環・共生社会の実現に資する技術等の普及や支援事業
5. 脱炭素・循環・共生社会の構築に関する取り組みを推進するための研究機関、企業、団体、NPO、行政、自治体、個人等とのネットワークの構築と関連事業
6. 脱炭素・循環・共生社会の構築に資する政策の検討並びに施策や事業の立案と発信の事業
7. その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。

第2章 会員

(会員の構成)

第5条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入社)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、法人会員年30,000円、個人会員年10,000円の賛助会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(会員の資格喪失)

第9条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総正会員の同意があったとき。

(除名)

第10条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

第3章　社員総会

(社員総会)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第12条 社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。

2　社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各正会員に対して発する。

(決議の方法)

第13条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第14条 各正会員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第16条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章　役員等

(員数)

第17条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事　　1名以上5名以下

(2) 監事　　1名以上

2　理事のうち1名を代表理事とする。

(選任等)

第18条 理事及び監事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、正会員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第19条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(解任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(顧問)

第23条 当法人に、若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 基金

(基金の拠出)

第24条 当法人は、正会員又は第三者に対し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第25条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第26条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第27条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

(協賛・参加)

第28条 企業や団体によるプロジェクトへの協賛又は参加は、理事全員の同意を要する。

第6章 計算

(事業年度)

第29条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第30条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第7章 附則

(法令の準拠)

第31条 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令によるものとする。

上記は、当法人の定款に相違ありません。

一般社団法人ゼロエミやまなし

代表理事 窪田 浩之